

第 11 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

- 日 時 令和3年11月17日(水)午後2時00分
- 場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室
- 出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子
以上8名
- 欠席委員 17 西森 偉統・24 前田 孝幸
- 出席部会員外委員
- 議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭
- 事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査
- 総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：谷担当副主幹 美杉：東山担当副主幹
- 議事録署名者 16 中谷 秀也・22 中野 たつ子
- 事 項
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
- 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(賃貸借権)
- 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第11回第2農地部会を開会いたします。
 なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。
 本日の欠席は、17番 西森 偉統委員、24番 前田 孝幸委員の2名で出席委員数は8名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 16番 中谷 秀也委員、22番 中野 たつ子委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から3で、件数は3件、合計面積は6,804㎡で、その内訳は田が4,999㎡、畑が1,805㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

 2ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1で、件数は1件、合計面積は畑で1,397㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

 3ページをお願いいたします
 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
 番号1、庭
 番号2、宅地造成
 番号3、道路
 でございます。
 以上、件数は3件、合計面積は266.47㎡で、その内訳は畑が101㎡、その他が宅地で165.47㎡でございます。

 4ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。
 番号1、駐車場用地でございます。
 以上、件数は1件、合計面積は田で627㎡でございます。

5ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地でございます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で173㎡でございます。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 528㎡、渡人 _____、面積 16,788㎡、申請地 久居明神町西八丁山 _____、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積 1,970㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

本日午前中に開催された1部会において、同一の申請者の3条案件が審議され、受人への4,117㎡の所有権移転について許可決定を得たため、下限面積要件を充たします。

番号2、地区 大井、受人 _____、面積 7,130㎡、渡人 _____、面積 4,196㎡、申請地 一志町井関上名倉 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,755㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から、耕作利便のよい申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 波瀬、受人 _____、面積 3,044㎡、渡人 _____、面積 1,645㎡、申請地 一志町波瀬十王寺 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 578㎡ 外2筆、合計面積 1,348㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 川合、受人 _____、面積 186,340.91㎡、渡人 _____、面積 1,992㎡、申請地 一志町新沢田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,992㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は4件、合計面積は8,065㎡で、その内訳は、田が4,747㎡、畑が1,348㎡、その他が山林で1,970㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下

限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。9日に地元推進委員、農業委員の諸戸さん、中野さん、森さん、私と事務局で見て参りました。場所は_____の直ぐ南です。事務局説明通り、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 2番、3番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。2番は9日に守山会長、前田委員、地元推進委員と確認しました。何の問題もありません。3番は波瀬ですが、地元推進委員、守山会長、私、事務局と確認してきました。すでに少し耕してありまして、何も問題ないと思います。

議長 4番、お願いします。

守山委員 15番、守山です。9日に宮本、前田、私と3名の農業委員、地元推進委員、一志事務局とで現地を確認いたしました。事務局が説明した通りであり、何ら問題ないと思います。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 7ページをお願いします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口宮ノ後_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 115㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、448.92㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知下峯郷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 839㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、435.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の51.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 下多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気下之世古_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 588㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、309.42㎡、パネルの設置率は、転用面積の52.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は2,542㎡で、その内訳は田が1,703㎡、畑が839㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いません。

1番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。9日に西森、中谷両委員と、地元推進委員、白山事務局と確認して参りました。場所は_____から20メートルぐらいのところ。田んぼとして本当にもったいないようなところですが。渡人の実家は、_____から1キロメートルばかり行ったところですが、もう家を処分して、田の処分に困っていて、今回太陽光の話が出て太陽光の設置ということになったようです。農地としてこの様なことになるのは非常に残念なのですが、持ち主の意向もあり仕方ないかなと思います。

議長 ありがとうございます。2番、3番お願いします。

結城委員	18番、結城です。2番、3番の説明をします。9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人から受人に所有権移転をし、受人が太陽光発電施設を設置したいということです。一面に太陽光になっております。その一部が今回、申請があったところです。3番の下多気も、9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人から受人に所有権移転をし、受人が太陽光発電施設を設置したいということです。よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	8ページをお願いします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。 番号1、地区 川合、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町小山沢田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 582㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に3ヶ月間の賃貸借権を設定し、申請地を一時転用し、進入路用地とするものです。 農地区分は、農業振興地域内農用地区域ですが、高速道路の橋脚工事の際の一時的な利用に供するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。 番号2、地区 川合、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町小山沢田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 682㎡のうち92㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に4ヶ月間の賃貸借権を設定し、申請地を一時転用し、工事用地とするものです。 農地区分は、農業振興地域内農用地区域ですが、番号1と同じ工事事業の中で、一時的な利用に供するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。 以上、件数は2件、合計面積は田で674㎡でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いま
す。
1 番、2 番お願ひします。

守山委員 1 5 番、守山です。今、事務局から説明があった通り、高速道路の橋脚補強
工事のための一時転用でありますのでよろしくお願ひします。

議 長 地元委員より説明がありましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思いま
す。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 3 号につ
いて、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号については許可することに決定し
たいと思ひます。

続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につ
いて（使用貸借）を議題といたします。
事務局の説明をお願ひします。

事 務 局 9 ページをお願ひします。
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）、
でございます。

番号 1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 稲葉町寺
平尾 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 3 7 0 m² 外 1 筆、合計面積
1, 4 0 1 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間に 3 ヶ月間の使用貸借を設定し、
申請地を一時転用し、仮設事務所及び駐車場用地とするものです。

農地区分は、農業振興地域内農用地区域ですが、仮設事務所及び駐車場用地
を目的とした一時的な利用に供するものであることから、不許可の例外に該当
するものと判断されます。

番号 2、地区 大三、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町二
本木北和知野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 3 5 3 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間に 3 0 年間の使用貸借を設定し、
申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、件数は 2 件、合計面積は畑で 1, 7 5 4 m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。
1番、お願いします。

森委員 7番、森です。9日に現地調査に行きました。諸戸部会長、農業委員の田口さん、中野委員、私、地元推進委員、事務局で行きました。現地は_____から東へ200メートルほど行ったところ。いつも、選挙事務所に借りられているところで問題ないと思えます。

議長 2番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。9日に西森、中谷両委員と地元推進委員と事務局とで確認して参りました。場所は_____の西400メートルほどの所の住宅地です。何ら問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

議長 次に別冊でお配りしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で70,075㎡、畑の賃貸借、使用貸借で7,744.5㎡、契約件数は29件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で79,609㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,427㎡、契約件数は39件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で18,098㎡、畑の賃貸借で915㎡、契約件数は6件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で3,155㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて170,937㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて10,086.5㎡、合計契約件数は75件、合計面積は181,023.5㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区21件、一志地区21件、美杉地区1件で、合計43件、合計面積は109,217.5㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で57.4%、面積で60.4%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。
整理番号4、8についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この2件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
議 長	入室してください。 < 入 室 >
議 長	次に、整理番号11についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。 < 退 室 >
議 長	この1件についていかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
議 長	入室してください。 < 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第11回第2農地部会を閉会します。

午後2時24分

上記は、第11回第2農地部会の議事を録したものである。

令和3年11月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____